

死刑執行に抗議する会長声明

- 1 2016年3月25日、大阪拘置所及び福岡拘置所においてそれぞれ1名の死刑が執行された。

当会は、再三にわたり、直ちに死刑執行を停止し、死刑制度について、全社会的議論を開始するよう求めてきた。

日本弁護士連合会も、2015年12月9日、岩城法務大臣に対し、「死刑制度の廃止について全社会的議論を開始し、死刑の執行を停止するとともに、死刑えん罪事件を未然に防ぐ措置を緊急に講じることを求める要望書」を提出し、死刑制度とその運用に関する情報公開を求め、全社会的議論が尽くされるまでの間、全ての死刑の執行を停止すること等を求めていた。

にもかかわらず、何の議論も行われぬまま、前回の死刑執行から約3か月という短期間で死刑の執行がなされたことに対し、当会は、強く抗議する。

- 2 ところで、死刑に関しては、被執行者の氏名、生年月日、犯罪事実、執行場所以外の情報について、全く公表されておらず、死刑の問題を議論するに足りる十分な情報が開示されているとは言えない。

そのような中、裁判員裁判において、裁判員として裁判に参加する市民が、死刑という究極的な量刑判断を迫られる事態も生じており、市民の心理的負担には重いものがある。

2014年2月、裁判員経験者20名が、当時の法務大臣に対し、死刑執行を一時停止したうえで、死刑についての情報公開を求める要望書を提出し、市民も死刑について情報公開と全社会的議論を求めている。

- 3 刑事裁判において、誤判やえん罪の危険性は、常に拭えないものである。そして、死刑は、人の生命を絶つという不可逆的刑罰であり、いったん執行されてしまうと、たとえ事後的に誤判やえん罪が判明したとし

でも取り返しがつかない事態となるという問題を含んでいる。

誤判，えん罪と死刑の問題については，袴田事件において，48年ぶりに釈放された袴田巖氏が心身に不調を来たしていることから浮き彫りになっている。

- 4 死刑廃止は国際的な趨勢であり，世界で死刑を廃止又は停止している国は140か国に上っている。死刑を存置している国が58か国あるものの，2014年に実際に死刑を執行した国は少なく，日本を含めて22か国であった。すでに，全世界の大半の国において死刑の執行はなされていない。こうした状況を受け，2014年，国際人権（自由権）規約委員会は，日本政府に対して「死刑廃止を十分に考慮すること」等の勧告を行っているが，政府は，かかる勧告を無視し，国際的な趨勢に反してまで執行を断行したのである。
- 5 当会は，これまでも死刑執行に対し，抗議をしてきているところであるが，今回も短期間のうちに死刑が繰り返されたことに対し，強く抗議するとともに，直ちに死刑執行を停止し，死刑制度について全社会的議論を開始することを求める。

2016年（平成28年）5月23日

青森県弁護士会

会長 竹本真紀